

になると考えられる。

※ 仮処分手続での権利行使について

本請求権について、仮処分によってその実現を図るとの可能性も考えられるところではある。しかしながら、本請求権を被保全債権とする仮処分は、本案の請求が満足させられたのと同様の事実上の状態を仮に実現させる、いわゆる満足的仮処分であると解されるが、この権利の性質上、いったん発信者情報の開示がなされてしまうと事後的に「元に戻す」ことはできない権利であり、発信者に与える不利益が大きいことから、仮処分の審理であっても、保全の必要性等の要件について慎重かつ厳格な判断を要するものであり、仮処分命令を得て保全の目的を達することが容易でない場合も少なくないと考えられる。仮に、発信者情報の開示を受ける前に同情報が消去されてしまうことを心配するのであれば、本請求権を本案として開示関係役務提供者が保有している発信者情報の消去を禁止する旨の仮処分決定を得ることが考えられる。

- ⑦ 「発信者情報が開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受ける正当な理由があるとき」

「発信者情報の開示を受ける正当な理由があるとき」とは、発信者情報開示請求権の要件として、開示請求者が発信者情報を入手することの合理的な必要性が認められることを意味する。この必要性の判断には、開示請求を認めることにより制約される発信者の利益（プライバシー等）を考慮した「相当性」の判断をも含むものである。

例えば、不当な自力救済等を目的とする開示請求権の濫用のおそれがある場合や、賠償金が支払い済みであり、損害賠償請求権が消滅している場合、行為の違法性を除く不法行為の要件を明らかに欠いており、損害賠償請求を行うことが不可能と認められるような場合には、開示請求者に発信者情報の開示を受ける利益が認められず、発信者情報を入手する合理的な必要性を欠くことから、本条の開示請求権を行使することができない。

なお、本要件が単に「開示を受ける必要があるとき」ではなく、「発信者情報が開示請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受ける正当な理由があるとき」とされているのは、単に「開示を受ける必要があるとき」という規定であると、開示関係役務提供者がこの要件について、上記のような趣旨であることを理解しないまま安易に開示に応じてしまうことが考えられるので、それを防止する方策として、損害賠償請求権の行使目的等の開示を受けるべき正当な理由が存在していることが要件となっていることを法文上明確にするものである。もちろん、このような形で要件を明確化しなくても、損害賠償請求権行使等の正当な理由がない場合には必要性がないということになるが、上記のように明確化することにより一層その点が明らかになり、不当な開示を防止することとしたものである^{ix}。

^{ix} 同様の要件を定めているものとしては、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第3条第1項がある。